解散公告

当組合は、平成二十四年三月三十一日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

大分県宇佐市大字辛島一一九番地

大分県鶏卵販売農業協同組合

代表清算人　井ノ口勲士

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

東京都新宿区市谷砂土原町一丁目二番地

財団法人日本寄生虫予防会

代表清算人　竹内　勤

解散公告（第一回）

当社団法人は平成二十四年一月六日開催の理事会の決議並びに平成二十四年三月三十日の東京都教育委員会の許可により解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

東京都品川区東品川三丁目二四番八号

社団法人八潮会

代表清算人　糸賀　大

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

東京都渋谷区神宮前五丁目八番二号

財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学基金

代表清算人　小海　正勝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月九日石川県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部五四番地

財団法人能登町ふれあい公社

代表清算人　小浦　正俊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十三日石川県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

石川県鳳珠郡能登町字上一八字二四番地

財団法人能登町スポーツ振興事業団

代表清算人　中口　憲治

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月十五日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

長野県塩尻市大字広丘原新田二一五番地一二

塩尻市広丘駅南土地区画整理組合

代表清算人　上條　憲一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年二月十五日開催の臨時総代会の決議により平成二十四年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

名古屋市港区遠若町二丁目八〇番地の一

エディオンＥＡＳＴ生活協同組合

代表清算人　刑部　嘉人

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年三月十五日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

鳥取県鳥取市福部町蔵見一八五番地

清算法人福部地区土地改良区

清算人　平木　道人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

広島県三原市久井町下津一三九七番地三原市立久井小学校内　財団法人久井奨学会

代表清算人　西迫　實

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

広島県尾道市美ノ郷町中野一〇四七番地の四

財団法人中野会

代表清算人　普家　建夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

徳島県小松島市横須町一一番七号

財団法人小松島市社会福祉基金

代表清算人　藤井　克明

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年四月十二日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

高知県安芸郡東洋町大字甲浦三三三番地一

清算法人河内生見土地改良区

代表清算人　松村　博文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

秋田県秋田市旭北錦町一番四七号

財団法人秋田県商工会館

代表清算人　渡邉　靖彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月九日開催の臨時総会の決議により、平成二十四年三月三十一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

埼玉県川口市八幡木一丁目一九番地の四

社団法人鳩ヶ谷市シルバー人材センター

代表清算人　河野　寛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

千葉市中央区浜野町六二七番地の一

医療法人長生会

清算人　武田　三代

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十一日

千葉県船橋市大神保町一三五六番地

財団法人船橋市環境公社

代表清算人　山崎　健嗣